

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

○家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられました。これに伴い、流山市でも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準を定めることとなります。

《家庭的保育事業等の類型》

事業		規模	場所	実施主体
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村、民間事業主等
小規模保育事業	A型(保育所分園に近い類型)	6~19人まで	多様なスペース	市町村、民間事業主等
	B型(中間的な類型)			
	C型(家庭的保育に近い類型)			
事業所内保育事業		様々(数人~数十人程度)	事業所その他様々なスペース	事業主等
居宅訪問型保育事業		1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	市町村、民間事業主等

○市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する市の方針(案)です。

No.	事項	国の基準(案)	従う参酌	市の方針(案)
各家庭的保育事業等に共通の事項				
1	保育所等との連携	・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない	従う	国の基準に従う
2	食事	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行なわなければならない	従う	国の基準に従う
3	食事の提供の特例	・その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校からの搬入を行うことも可能とする	従う	国の基準に従う
4	利用者の健康診断	・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない	参酌	国の基準に従う
家庭的保育事業				
5	設備の基準(調理設備)	・調理設備を設ける	従う	国の基準に従う

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
6	設備の基準(居室等)	・保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡以上を加えた面積)を設ける ・便所を設ける	参酌	国の基準に従う
7	設備の基準(屋外遊戯場)	・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること	参酌	国の基準に従う
8	設備の基準(耐火基準等)	・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する	参酌	国の基準に従う
9	職員(資格要件)	・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって、家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる	参酌 (調理員は従う)	国の基準に従う
10	職員(職員数)	・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下 ・家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下。	従う	国の基準に従う
11	保育時間	・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	参酌	国の基準に従う
12	保育の内容	・家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	従う	国の基準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所A型				
13	設備の基準(調理設備)	・調理設備を設ける	従う	国の基準に従う
14	設備の基準(居室等)	・乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設ける ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)を設ける ・便所を設ける	参酌	国の基準に従う
15	設備の基準(屋外遊戯場等)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む)を設ける	参酌	国の基準に従う
16	設備の基準(耐火設備等)	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする	参酌	国の基準に従う
17	職員(資格要件)	・保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	参酌 (調理員は従う)	国の基準に従う

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
18	職員(職員数)	・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合计数に1を加えた数以上とする ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国の基 準に従う
19	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基 準に従う
20	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基 準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所B型				
21	設備の基準 (調理設備)	・Aに同じ	従う	国の基 準に従う
22	設備の基準 (居室等)	・Aに同じ	参酌	国の基 準に従う
23	設備の基準 (屋外遊戯場)	・Aに同じ	参酌	国の基 準に従う
24	設備の基準 (耐火設備)	・Aに同じ	参酌	国の基 準に従う
25	職員(資格要件)	・保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	参酌 (調理 員は 従う)	国の基 準に従う
26	職員(職員数)	・保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合计数に1を加えた数以上とし、その半数は保育士とする ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国の基 準に従う
27	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基 準に従う
28	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基 準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所C型				
29	設備の基準 (調理設備)	・Aに同じ	従う	国の基 準に従う

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
30	設備の基準 (居室等)	・乳児又は満2歳に満たない幼児 Aに同じ ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上)を設ける ・便所を設ける	参酌	国の基 準に従う
31	設備の基準 (屋外遊戯場)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む。)を設 ける。	参酌	国の基 準に従う
33	設備の基準 (耐火設備)	・Aに同じ	参酌	国の基 準に従う
34	職員(資格要件)	・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければなら ない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食 事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないこと ができる	参酌 (調理 員は 従う)	国の基 準に従う
35	職員(職員数)	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数 は、3人以下とする ・家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場 合には5人以下とする	従う	国の基 準に従う
36	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基 準に従う
37	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基 準に従う
38	利用定員	・6人以上10人以下	従う	国の基 準に従う
居宅訪問型保育事業				
39	居宅訪問型保育事業	①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育を著しく困難 であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項 の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するた めに行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務 に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭 等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要が高 いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外 の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認め るものにおいて行う保育	従う	国の基 準に従う
40	職員	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は 1人とする	従う	国の基 準に従う
41	連携施設に関する特例	・保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切 な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あら かじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなけ ればならない ・離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の 確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保 育事業者については、この限りではない。	従う	国の基 準に従う

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
42	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基 準に従う
43	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基 準に従う
事業者内保育事業				
44	利用定員	・利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数 (利用定員) (その他) (利用定員) (その他) 1～5人 1人 26～30人 7人 6～7人 2人 31～40人 10人 8～10人 3人 41～50人 12人 11～15人 4人 51～60人 15人 16～20人 5人 61～70人 20人 21～25人 6人 71人以上 20人	参酌	国の基 準に従う
45	設備の基準(調理室)	・調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理 する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む)を 設ける	従う	国の基 準に従う
46	設備の基準(居室等)	・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事 業者内保育所(利用定員20名以上) 乳児室(1人につき1.65㎡以上)又はほふく室(1人につき 1.98㎡以上) ・満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育所 保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上) ・医務室及び便所を設ける	参酌	国の基 準に従う
47	設備の基準(屋外遊戯 場)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上)	参酌	国の基 準に従う
48	設備の基準(耐火基準)	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物 又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備な どが携わっているものとする	参酌	国の基 準に従う
49	職員(資格要件)	・保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調 理員を置かなければならない ・小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)に は、保育士に従事する職員として市町村が行う研修を終了 した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事 を搬入する事業所は調理員を置かないことができる	参酌 (調理員は 従う)	国の基 準に従う
50	職員(職員数)	・小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)の 保育従事者数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の 合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士と する ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき 1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につ き1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国の基 準に従う
51	連携施設に関する特例	・保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設を確保 しないことができる	従う	国の基 準に従う
52	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基 準に従う

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
53	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基 準に従う
経過措置				
54	自園調理	・自園で調理を行っていない場合、省令の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる	従う	国の基 準に従う
55	連携施設	・連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる	従う	国の基 準に従う
56	小規模保育事業C型の 利用定員	・小規模保育事業所C型にあつては、省令施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6～15人以下とすることができる	従う	国の基 準に従う

※子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項・・・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときは、引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

※児童福祉法第24条第5項・・・「市町村は、保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内の保育所の設置者、設備及び運営の状況等に関し情報の提供を行わなければならない。」

※当該基準案については、今後の国の方針や流山市子ども・子育て会議の審議により変更になる可能性があります。